

## 「にいがたまちあそび学校 KAIKOU!」実行委員会 規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、「にいがたまちあそび学校 KAIKOU!」実行委員会(以下「実行委員会」という)とする。

### (目的)

第2条 実行委員会は、新潟市都心エリア「にいがた2km」において、「にいがたまちあそび学校 KAIKOU!」(以下「KAIKOU!」という)を公民連携で運営し、「若者が集い・考え・活躍する場」を創出するとともに、将来を担う若い世代のまちづくりへの参画を促すことを目的とする。

### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) KAIKOU!の企画及び運営に関すること。
- (2) まちづくりに参画する新たな人材やコミュニティの発掘・育成に関すること。
- (3) まちづくりにおける多様な連携・共創の促進に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (構成)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる委員により構成する。

- (1) 新潟市
- (2) 新潟商工会議所
- (3) 新潟日報社
- (4) 前3号に掲げる者のほか、実行委員会が必要と認める者

(若手運営メンバー)

第5条 実行委員会は、第3条の事業を円滑に検討し、及び実施するため、第2条の目的に賛同する若手運営メンバーを任命することができる。

- 2 若手運営メンバーには、リーダーを置き、事務局が指名する。
- 3 若手運営メンバーは、実行委員会から検討、実施の依頼があった事項について対応し、事務局へ提案、報告を行う。
- 4 その他、若手運営メンバーの活動に関し必要な事項は、実行委員会が定める。

(会議等)

第6条 実行委員会は、必要に応じて事務局が招集し開催する。

- 2 実行委員会は、必要があると認めるときは、事業に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(総会)

第7条 実行委員会の総会は、必要に応じて事務局が招集し開催する。

- 2 総会の議長は、委員の中から互選で選出する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
  - (1)規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2)事業計画に関すること。
  - (3)予算及び決算に関すること。
  - (4)前3号に掲げるもののほか、実行委員会が特に必要と認める事項
- 4 前3項の規定にかかわらず、実行委員会が特に必要と認めるときは、審議すべき事項について、持ち回りの方法又は書面により委員に可否を求め、議決に代えることができる。

(経費・会計)

第8条 実行委員会の事業を運営するための経費は、負担金、事業収入、寄付金等を

もって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 実行委員会の会計は、事務局が処理するものとする。

#### (事務局)

第9条 実行委員会の庶務を行うため、事務局を株式会社 新潟日報社 ビジネス局 地域ビジネス部内に置く。

2 事務局長は株式会社 新潟日報社 ビジネス局長が担うものとする。

#### (秘密保持義務)

第10条 実行委員会の委員及び若手運営メンバーは、秘密保持に関し次に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 実行委員会において知り得た活動内容又は他の委員に関する一切の情報及び相互の交流により知り得た他の委員の秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 退会後においても、上記の情報及び秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。

#### (個人情報)

第11条 事務局は、実行委員会の運営上必要な場合以外の目的で委員及び若手運営メンバーの個人情報を利用し、又は第三者に開示、若しくは提供はしないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(個人情報の取り扱い)

第 12 条 実行委員会および若手運営メンバーは、お預かりした個人情報について、以下の通り適正かつ安全に管理・運用する。

1 個人情報の取得・管理

講座等の個人情報は、事務局が一次取得し管理する。

2 に掲げる利用目的に限って事務局と若手運営メンバーに共有する。

2 利用目的

実行委員会および若手運営メンバーは、収集した個人情報について、以下の目的のために利用する。

(1) 講座の案内や出欠の確認のため

(2) 相談・お問い合わせへの対応のため

3 第三者提供

実行委員会および若手運営メンバーは、前項の目的以外の目的で取得した個人情報を利用し、又は第三者に開示、若しくは提供はしないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、実行委員会で別に定める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 18 日から施行する。